

月額所得額の計算方法

市営住宅をお申込みいただくためには、世帯の収入が市又は国で定める基準に該当していません。

以下の計算手順により月額所得額を算出し、19 ページの入居収入基準表で該当する住宅をご確認ください。

I 所得の種類を確認します

給与所得とは

給料、賃金、賞与などの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、アルバイト、事業専従者などの収入をいいます。給与所得という総収入金額とは給与所得控除をする前のもので、賞与、手当などを含んだ金額です。

【計算方法：14・15 ページ】

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などの所得です。たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。この他、法令により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、傷病者年金など）については、所得を0円としてください。

【計算方法：16 ページ】

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で確定申告をされている方は、所得金額を十分に確かめてください。

【計算方法：17 ページ】

※次の非課税所得は所得金額には含みません。

- (1) 遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者年金、障がい年金
- (2) 雇用保険金、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費
- (3) 生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当、傷病手当等

Ⅱ 世帯の年間所得金額を計算します

19 ページの入居収入基準表の所得金額は、入居する家族全員の所得金額の合計でみますので、「Ⅰ」でご確認いただいた所得の種類ごとに、14～21 ページの所得の計算方法により所得金額を算出し、下の表に記入してください。

入居する方の氏名		給与(円)	年金(円)	事業等(円)	所得合計(円)
	年間総収入			—	—
	年間所得				
	年間総収入			—	—
	年間所得				
	年間総収入			—	—
	年間所得				
	年間総収入			—	—
	年間所得				
		世帯の年間所得金額 合計			

申込書の収入記載欄にこの金額を記入してください。

①

※申込時には勤務していても入居契約日までに退職し、以降収入がなくなる方の収入は0円となりますので、上表に「令和〇年〇月〇日退職予定」と記入してください。(入居契約日までには、退職していなければなりません。)

※給与所得の場合は14・15 ページ、年金所得の場合は16 ページ、事業等所得の場合は17 ページにて所得の計算方法をご確認ください。

給与所得の方の所得の計算方法(会社員・店員・パート・アルバイト・事業専従者等)

1 令和6年1月1日以前から継続して現在の勤務先に勤務している方

源泉徴収票の方

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 大阪市北区天神橋6-4-20	(受給者番号)									
	(個人番号)									
	(役職名)									
氏名	オオサカ サブロー 大阪 三郎									
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
給与、賞与	2	145,024	1	420,800						
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有	有		特定	老人	その他		特別	その他		
			人	人	人		人	人	人	人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
(摘要)										

年間総収入金額

源泉徴収票の方でない方

令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入金額となります。
次に下段の計算式で、年間総収入金額を所得金額に換算します。
※2か所以上から給与をうけている場合は、それぞれの年間総収入金額を合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入金額を所得金額に換算します

次の収入の区分により15ページの表の計算式にあてはめて、年間総収入金額を所得金額に換算してください。

年間総収入金額が、
(1) 0円～1,628,000円未満の方

(2) 1,628,000円以上6,600,000円未満の方(下記の方法により端数処理をしてください。)
年間総収入金額を4,000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4,000を掛け戻し、出た額を表の「端数処理後の額」欄に記入してください。

<例>年間総収入金額が2,145,024円の場合
(年間総収入金額)

2,145,024円 ÷ 4,000 = 536.256 (小数点以下切り捨て) → 536 × 4,000 = 2,144,000円 (端数処理後の額)

(3) 6,600,000円以上の方

2 令和6年1月2日以降に現在の勤務先に就職された方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額 (交通費は除く)	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職時から12か月の収入実績がある方

〔 直近月(令和7年4月)までの12ヵ月分の合計となります。 〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職時から12ヵ月の収入実績がない方

〔 就職月(就職月の収入が1ヵ月に満たないときは翌月)から令和7年4月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。 〕

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

※2ヵ所以上から給与を受けている場合は、それぞれの年間総収入金額(または推定年収)を合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入金額を所得金額に換算する計算式

年間総収入金額	計 算 式 と 所 得 金 額
551,000 円未満	所得金額は 0円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額 (円) - 550,000円 = (円)
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	所得金額は 1,069,000円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	所得金額は 1,070,000円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	所得金額は 1,072,000円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	所得金額は 1,074,000円
1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	端数処理後の額 所得金額 (円) × 0.6 + 100,000円 = (円)
1,804,000 円以上 3,604,000 円未満	端数処理後の額 所得金額 (円) × 0.7 - 80,000円 = (円)
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	端数処理後の額 所得金額 (円) × 0.8 - 440,000円 = (円)
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 所得金額 (円) × 0.9 - 1,100,000円 = (円)
8,500,000 円以上	年間総収入金額 所得金額 (円) - 1,950,000円 = (円)

☆ (給与所得金額)

※この表により計算した給与所得金額(☆)を17ページの表にあてはめて市営住宅入居収入基準における所得金額をご確認ください。

年金を受けている方の所得の計算方法

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
※令和6年1月から令和6年12月までに支払いを受けたすべての年金（ただし、遺族年金、障がい年金等は除きます。）を合計し、以下の算定方法により「所得金額」に換算してください。

- 1 令和5年12月以前から年金を受けている方
「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」などで年間の金額を確認し、下表により所得金額に換算してください。

「源泉徴収票」の場合

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所 または 居所
	氏名
	生年月日
区分	支払金額
法203条の3第1項適用分	¥ ** 1,074,770
法203条の3第2項適用分	円
法203条の3第3項適用分	円
年金の種類	本人
	特別障害者
	その他障害者
	有
	無
	控除対象配偶者の有無等
	老人控除対象配偶者の有無
	有
	無

下表により所得金額に換算してください。

- 2 令和6年1月以降に年金を受け始めた方（年金額に変更がある方）
「年金裁定通知書・改定通知書」などの金額を年額とし、下表により所得金額に換算してください。

年金収入を所得金額に換算する計算式

受給者の年齢	年金額の合計	年間年金所得金額の計算式
65歳以上の方	1,100,000円 以下	所得金額は0円
	1,100,001円 以上 3,300,000円 未満	年金額の合計 (円) - 1,100,000円 = (円) 所得金額
	3,300,000円 以上 4,100,000円 未満	年金額の合計 (円) × 0.75 - 275,000円 = (円) 所得金額
	4,100,000円 以上 7,700,000円 未満	年金額の合計 (円) × 0.85 - 685,000円 = (円) 所得金額
	7,700,000円 以上 10,000,000円 未満	年金額の合計 (円) × 0.95 - 1,455,000円 = (円) 所得金額
	10,000,000円 以上	年金額の合計 (円) - 1,955,000円 = (円) 所得金額
65歳未満の方	600,000円 以下	所得金額は0円
	600,001円 以上 1,300,000円 未満	年金額の合計 (円) - 600,000円 = (円) 所得金額
	1,300,000円 以上 4,100,000円 未満	年金額の合計 (円) × 0.75 - 275,000円 = (円) 所得金額
	4,100,000円 以上 7,700,000円 未満	年金額の合計 (円) × 0.85 - 685,000円 = (円) 所得金額
	7,700,000円 以上 10,000,000円 未満	年金額の合計 (円) × 0.95 - 1,455,000円 = (円) 所得金額
	10,000,000円 以上	年金額の合計 (円) - 1,955,000円 = (円) 所得金額

★（年金所得金額）

※年齢は、令和7年5月14日（申込最終日）現在の満年齢です。
※年金のほかにも収入のある方はそれぞれ所得を計算してください。
※この表は、公的年金等にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下の場合を前提としています。
※この表により計算した年金所得金額(★)を17ページの表にあてはめて市営住宅入居収入基準における所得金額をご確認ください。

Ⅲ 控除金額を確認します

(1) 同居者控除を計算します

申込者本人を除く、現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)、及び同居しないが扶養控除を受けている親族の人数を下の計算式に記入し、算定してください。

(申込者本人を除く)

同居者控除 = 人 × 380,000 円 = 円 …(1)

※人数に胎児は含みませんのでご注意ください。

(2) 特別控除を計算します

特別控除の種類	特別控除対象者	特別控除額
老人扶養親族等	同一生計配偶者又は扶養親族(配偶者を除く)のうち70歳以上の方	100,000 円 × 人 = 円
扶養親族 (16歳以上23歳未満)	扶養親族(配偶者を除く)のうち16歳以上23歳未満の方	250,000 円 × 人 = 円
障がい者	申込者、同居親族、同一生計配偶者又は扶養親族のうち障がい者(※1)又は特別障がい者(※2)の方	障がい者 270,000 円 × 人 = 円
特別障がい者		特別障がい者 400,000 円 × 人 = 円
寡婦	申込者又は同居親族のうち、所得のある寡婦(※3)の方(扶養親族となっている方(※3(2)に該当する方を除く)を除く)	270,000 円 × 人 = 円 (所得金額が27万円未満の場合はその額)
ひとり親	申込者又は同居親族のうち、所得のあるひとり親(※4)の方(扶養親族となっている方を除く)	350,000 円 × 人 = 円 (所得金額が35万円未満の場合はその額)
特別控除合計		円

…(2)

- (※1) (※2) (※3) (※4) は用語の説明をご覧ください。
- (注) 年齢は、令和 7 年 5 月 14 日 (申込最終日) 現在の満年齢です。
- (注) 「扶養親族 (配偶者を除く) 」とは、所得税法第 2 条第 1 項第 34 号に規定するものをいいます。

用語の説明

用 語	説 明
※1 障がい者	(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 (3) 療育手帳 (認定カード) の交付を受けている方 (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (5) 障がい者控除対象者認定書の交付を受けている方で障がい者の認定を受けている方 等
※2 特別障がい者	(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で 1 級又は 2 級に該当する方 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第 3 項症までに該当する方 (注) 恩給法別表第 1 号表ノ 2 (恩給法第 49 条ノ 2 関係) による (3) 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方 (4) 療育手帳 (認定カード) の交付を受けている方で A に該当する方 (5) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で 1 級に該当する方 (6) 障がい者控除対象者認定書の交付を受けている方で特別障がい者の認定を受けている方 等
※3 寡婦	次の(1)、(2)のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。) (1) 夫と離婚した後に婚姻をしていない方で、子以外の扶養親族があり、年間所得金額が 500 万円以下である場合 (2) 夫と死別した後に婚姻をしていない方・夫の生死が明らかでない方のいずれかで、年間所得金額が 500 万円以下である場合(子以外の扶養親族の有無は関係なし。)
※4 ひとり親	配偶者と死別・離婚した後に婚姻をしていない方・配偶者の生死が明らかでない方・婚姻歴がない方のいずれかで、生計を一にする子(年間所得が 48 万円以下で他の者の扶養親族又は同一生計配偶者でない子。年齢制限なし。)があり、年間所得金額が 500 万円以下である場合(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。)

(3) 控除金額を合計します

→ (1) + (2)

円

 ②

Ⅳ 月額所得額を算出します

これまでに求めた世帯の年間所得金額合計①から控除金額合計②を差し引き、12 で除して月額所得額を算出します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline (13 \text{ ページの①}) \\ \hline \text{世帯の年間所得金額合計①} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline (\text{このページの②}) \\ \hline \text{控除金額合計②} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

* 割り切れないときは、小数第2位を切り上げ、小数第1位まで算出してください。

Ⅴ 入居収入基準を確認します

算出した月額所得額を下の入居収入基準表でご確認いただき、各申込資格の該当する住宅にお申込みください。

入居収入基準表

住宅種別	入居収入基準 (=月額所得)
公営住宅	158,000 円 (259,000 円) 以下
改良住宅	158,000 円 以下

※ () の金額は、高齢者世帯等に該当する場合の上限の額です。(23 ページ参照)

申し込む住宅の家賃額は、45 ページの区分表により月額所得額の該当する収入の区分を確認された後、募集住宅一覧表の家賃額欄をご覧ください。

月額所得額の計算例〔入居収入基準の確認〕

月額所得額の計算例

○家族構成・収入等

- ・夫（申込者 68 歳） …〔年金所得〕年間総収入金額 2,819,400 円
- ・妻（72 歳） …収入なし（身体障がい者手帳 4 級）

1 世帯の年間所得金額を計算します

(1) 夫（申込者）の年間所得金額を計算します

16 ページの＜年金収入を所得金額に換算する計算式＞の表にあてはめます。

受給者の年齢	年金額の合計	年間年金所得金額の計算式
65 歳以上の方	1,100,000 円 以下	所得金額は 0 円
	1,100,001 円 以上 3,300,000 円 未満	$\begin{array}{l} \text{年金額の合計} \qquad \qquad \qquad \text{所得金額} \\ (\text{2,819,400} \text{ 円}) \qquad \qquad -1,100,000 \text{ 円} = (\text{1,719,400} \text{ 円}) \end{array}$

$$2,819,400 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円} = 1,719,400 \text{ 円}$$

その後、17 ページの表にあてはめて、市営住宅入居収入基準における所得金額を算出します。

$$1,719,400 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = \underline{1,619,400 \text{ 円}}$$

(2) 世帯の年間所得金額を計算します

上記(1)で計算した金額を、13 ページの「Ⅱ 世帯の年間所得金額を計算します」の表に記入し、世帯の年間所得金額の合計を計算します。

入居する方の氏名		給与(円)	年金(円)	事業等(円)	所得合計(円)
夫(申込者)	総収入		2,819,400	—	—
	所得		1,619,400		1,619,400
妻	総収入			—	—
	所得				0
	総収入			—	—
	所得				
	総収入			—	—
	所得				
世帯の年間所得金額 合計					1,619,400

①

$$1,619,400 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = \underline{1,619,400 \text{ 円}}$$

2 控除金額を確認します

(1) 同居者控除を計算します

18 ページのⅢ(1)の計算式にあてはめます。

$$\text{同居者控除} = \begin{array}{c} \text{(申込者本人を除く)} \\ \boxed{1 \text{ 人}} \end{array} \times 380,000 \text{ 円} = \boxed{380,000 \text{ 円}}$$

(2) 特別控除を計算します

18 ページのⅢ(2)の表にあてはめます。

特別控除の種類	特別控除対象者	特別控除額
老人扶養親族等	同一生計配偶者又は扶養親族（配偶者を除く）のうち70歳以上の方	100,000 円 × 1 人 = 100,000 円
扶養親族 (16歳以上23歳未満)	扶養親族（配偶者を除く）のうち16歳以上23歳未満の方	250,000 円 × 人 = 円
障がい者	申込者、同居親族、同一生計配偶者又は扶養親族のうち障がい者	障がい者 270,000 円 × 1 人 = 270,000 円
特別障がい者	(※1) 又は特別障がい者 (※2)の方	特別障がい者 400,000 円 × 人 = 円
100,000 円 × 1 人 + 270,000 円 × 1 人 =		370,000 円

(3) 控除金額を合計します

上記(1)と(2)で計算した同居者控除と特別控除を合算します。

$$(1) + (2) = 380,000 \text{ 円} + 370,000 \text{ 円} = \boxed{750,000 \text{ 円}} \text{ ②}$$

3 月額所得額を算出します

上記「1」と「2」で計算した世帯の年間所得金額と控除金額を19ページの「Ⅳ 月額所得額を計算します」の式にあてはめます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の年間所得金額合計①} \\ \hline \boxed{1,619,400 \text{ 円}} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除金額合計②} \\ \hline \boxed{750,000 \text{ 円}} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得額} \\ \hline \boxed{72,450 \text{ 円}} \\ \hline \end{array}$$

* 割り切れないときは、小数第2位を切り上げ、小数第1位まで算出してください。

4 入居収入基準を確認します

上記「1」～「3」で計算した月額所得額 72,450 円 が、どの住宅の入居収入基準を満たしているか19ページの「入居収入基準表」で確認します。

住宅種別	入居収入基準（＝月額所得）
公営住宅	158,000 円（259,000 円）以下
改良住宅	158,000 円 以下

※（ ）の金額は、高齢者世帯等に該当する場合の上限の額です。（23 ページ参照）



公営住宅、改良住宅の入居収入基準に該当（どちらの住宅でも申込みできます。）

＜参考＞入居収入基準早見表

市営住宅をお申込みいただくためには、世帯の収入が市又は国で定める基準に該当していなければなりません。

入居収入基準を満たしているかどうかについては月額所得額を計算する必要があるため、12～21 ページまでの「月額所得額の計算方法」をよく読んで、ご確認ください。

なお、月額所得額の計算方法が複雑であるため、入居収入基準表をもとに、収入の種類等に応じて年収分の表に書き換えたものが下の入居収入基準早見表です。この早見表でも入居収入基準を満たしているかどうか確認できます。

入居収入基準早見表①

○入居家族のうち所得を得ている方が給与所得者 1 名のみで特別控除のない場合はこの表で確認できます。

○その他の方はすべて **入居収入基準早見表②** をご覧ください。

(注) 家族人数…入居(同居)する親族(内縁関係及び婚約者を含む。)及び入居(同居)しないが扶養控除を受けている親族の人数

家族人数 住宅種別		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公営 住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	4,563,999 円以下	5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下	6,897,777 円以下
改良住宅		2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下

※「高齢者世帯等」については 23 ページを参照してください。

入居収入基準早見表②

○自営業者・年金所得者の場合、所得を得ている方が 2 名以上の場合、1 人で 2 種類以上の所得がある場合及び特別控除がある場合はこの表をご覧ください。

○この表で確認される場合は、必ず個別に 12～21 ページの方法で所得を算出し、世帯全員の所得を合算した後、18 ページのⅢ(2)の特別控除を差し引いたうえで、下の表をご覧ください。

(注) 家族人数…入居(同居)する親族(内縁関係及び婚約者を含む。)及び入居(同居)しないが扶養控除を受けている親族の人数

家族人数 住宅種別		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公営 住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	1,896,000 円以下	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下	3,796,000 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	3,108,000 円以下	3,488,000 円以下	3,868,000 円以下	4,248,000 円以下	4,628,000 円以下	5,008,000 円以下
改良住宅		1,896,000 円以下	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下	3,796,000 円以下

※「高齢者世帯等」については 23 ページを参照してください。

高齢者世帯等について

高齢者世帯等とは、次の(1)・(2)・(3)・(4)のいずれかに該当する世帯のことで、公営住宅では月額所得額が158,000円を超えていても、259,000円以下の方であれば申込みできます。※年齢については、令和7年5月14日(申込最終日)現在の満年齢です。

- (1) 申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上
- (2) 高等学校修了前とされる年齢の子ども(平成19年4月2日以降に生まれた方)がおられる世帯
- (3) 申込者とその配偶者(内縁関係及び婚約者を含む。)のみからなって、そのうち、いずれかが40歳未満である世帯
- (4) 申込者本人又は同居者のうち、下記のいずれかに該当する方がおられる世帯
 - ①身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ②精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級もしくは2級に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ③療育手帳(認定カード)の交付を受けている方で、障がいの程度がAもしくはB1に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ④戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
 - ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方
 - ⑦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方

単身者の申込みについて

1 精神障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

(注) 当選後、必要に応じて大阪市こころの健康センターにおいて面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。

2 知的障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

(注) 当選後、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課において面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。

配偶者からの暴力により被害を受けている方について

ひとり親住宅に申込みされる方

ひとり親住宅申込資格(46ページ参照)②ケのみに該当する方

配偶者からの暴力の被害世帯であることについて、大阪市各区保健福祉センター保健福祉課(福祉業務担当)・大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪府女性相談センター等から証明を受けられる方、又は保護命令を発令されている方に限ります。

なお、現在大阪市内に住民登録されていない場合であっても、大阪市各区保健福祉センター保健福祉課(福祉業務担当)において、申込最終日現在大阪市内に居住していることの証明を受けられる場合は申込みしていただくことができます。

(注) 証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

抽 選

抽選の方法

抽選は公開により行い、次の方法により入居候補者を選出します。

- (1) 抽選は、「一連番号方式」と呼ばれる抽選方法で、全ての申込区分共通で行います。
- (2) 0 から 9 までの 10 個の抽選玉を用意し、最初に出てきた玉の番号を第 1 順位とし、以下出てきた玉の番号順に抽選結果表に記録していきます。
- (3) これを各桁ごとに繰り返します。
- (4) 当選番号及び当選順位は、抽選結果表に記録された数字の組合せによって決まります。

～具体事例を見てみましょう～

(1) 必要な玉の数

全申込区分の中の最大応募者数で決まります。

1 つの申込区分番号に対して 550 件の応募があり、全申込区分中最大だとすると、下 3 桁まで必要です。

この場合、下 3 桁（100 番台）は、600 件以上の応募がありませんでしたので、0 ～ 5 の玉を用意します。

(2) 抽選結果表の作成

下 1 桁から順番に抽選器を回していただいて決定します。

順位 下桁	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下 1 桁 (1 番台)	3	5	4	7	2	9	6	0	1	8
下 2 桁 (10 番台)	2	1	6	4	5	8	3	0	7	9
下 3 桁 (100 番台)	5	1	2	3	4	0				

(3) 当選番号と優先順位の決め方

例 1 （募集戸数 5 戸、応募者数 300 件）

抽選番号が 300 以下の方の中で、5 番目までが当選者となります。

抽選結果表で順位を取る方法は、次のようになります。

- ① 300 以下のうち、下 1 桁の第 1 順位に **3** を持つ番号は、**003**、**013**、**023**・・・、**293** と 30 件もあり、募集戸数 5 戸を十分に上回りますので、下 2 桁第 1 順位の **2** を使って下 2 桁に **23** を持つ番号を調べます。
- ② 300 以下のうち、下 2 桁に **23** を持つ番号は、**023**、**123**、**223** と 3 件ですので、これらの番号は当選が決定しましたが、優先順位は、下 3 桁以上の番号によって決まります。
- ③ 下 3 桁は抽選結果表によると **5** が第 1 順位となりますが、抽選番号に **<523>** はありませんので、第 2 順位以下を見ていきます。前記②の 3 件の順位の結果は、**<123>** **<223>** **<023>** となります。
募集戸数 5 戸中 3 番目まで決まりましたので、残り 2 つを決めなければなりません。
下 2 桁に **23** を持つ番号の次に優先されるのは、下 2 桁第 2 順位の **1** を使って下 2 桁に **13** を持つ番号です。こちらも抽選結果表の順位によると、**<113>** **<213>** となります。

例2 (募集戸数3戸、応募者数4件)

抽選番号が004以下の中で、3番目までが当選者となります。

抽選結果表で順位を取る方法は次のようになります。

- ① 抽選結果表によると、**3**が第1順位ですので、**<003>**がまず当選となります。第2順位には**5**がありますが、抽選番号に**<005>**はありませんので、第3順位以下を調べます。
- ② 第3順位に**4**、第5順位に**2**がありますので、**<004><002>**と当選が決定しました。優先順位もこのとおりです。

抽選番号

抽選番号は、令和7年5月29日（木）に発送する「抽選番号通知票（郵便はがき）」により直接申込者あて通知します。

万一、抽選日前日（令和7年6月4日（水））までに「抽選番号通知票（郵便はがき）」が到着しない場合は、お問い合わせください。（問い合わせ先は100ページ中段参照）

抽選結果

抽選の結果については、抽選会場で午前11時～午後2時まで掲示しています。

大阪市のホームページで令和7年6月6日（金）から掲載予定です。

大阪市のホームページにて【福祉目的住宅】と検索してください。

なお、当落にかかわらず申込者全員に「抽選結果通知票（郵便はがき）」で通知しますので、電話でのお問い合わせはご遠慮願います。

ただし、郵便はがきに切手が貼付されていない場合や、切手の料金が不足している場合※には抽選番号及び抽選結果を通知できませんので、必ず切手を貼付してください。

※抽選結果通知用のはがきには**85円切手**の貼付が必要です。

抽選会には必ずしも出席する必要はありません。

また、ご来場いただいた場合でも、抽選会場の定員により入場制限を行うことがあります。あらかじめご了承ください。

抽選の結果は、出席・欠席及び当落にかかわらず申込者全員に「抽選結果通知票（郵便はがき）」で結果をお知らせいたします。

当選後の手続

資格審査

抽選の結果は、当落にかかわらず「抽選結果通知票（郵便はがき）」で通知いたします。

当選された方は、次の書類を郵送していただくか、本市の指定する日時・場所にご持参いただき、入居資格（第2次）審査を受けていただきます。この審査に合格しなければ入居することはできません。

資格審査については、当選後、別途ご案内いたします。また、審査に合格された方には、後日入居のご案内をいたします。

当選者全員に提出していただく書類

(1) 抽選結果通知票（郵便はがき）

(2) 誓約書

誓約書の裏面（「大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて」）をよくお読みのうえ、ご提出ください。

申込者本人及び同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、大阪市営住宅条例を遵守すること、暴力団員でないこと及び市営住宅の未納家賃がないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。趣旨をご理解いただき、記入日・住所・氏名を記載のうえ、ご提出ください。

(3) 大阪市営住宅入居申込に係る住所等届

市営住宅へ入居する予定者全員を記載のうえご提出ください。なお、申込者と同じ住所の場合は「本人と同じ」にチェックを入れてください。

※（2）（3）の用紙については、資格審査の案内の際に同封いたします。

当選者のうち、以下に該当する方に提出していただく書類

ひとり親（母子・父子家庭等）住宅にお申込みの方

・児童扶養手当証書、又は児童扶養手当支給停止通知書（左記書類がない場合、戸籍謄本（全部事項証明書）、配偶者からの暴力の被害世帯である証明書等、申込資格を証する書類）

障がい者住宅・障がい者見守り付住宅にお申込みの方

・身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳（認定カード）、精神障がい者保健福祉手帳等資格を証明する書類のコピー

車いす常用者向特別設計住宅・車いす常用者向見守り付住宅にお申込みの方

・身体障がい者手帳のコピー及び車いすを住宅室内でも常用する必要がある旨の診断書等

現在婚約中の方

・婚約証明書（所定の様式で証人等の証明があるもの）、又は式場の予約証明書

本市の指定する入居契約日までに婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書等）を提出していただきます。（なお、契約書類は婚姻届受理証明書等の提出後、送付します。）

配偶者のいない方（入居者全員。但し、婚姻できない年齢の方を除く。）

・戸籍謄本（全部事項証明書）等（ひとり親（母子・父子家庭等）住宅にお申込みの方で、児童扶養手当証書等を提出される方は不要です。）

単身で申込みされる方

・「単身者入居に関する自活状況申立書」（以下「申立書」という。）

精神障がいがある方は、申立書に加え、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることについて、大阪市こころの健康センターの確認を受けられることが必要となる場合があります。

知的障がいがある方は、申立書に加え、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることについて、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課の確認を受けられることが必要となります。

令和6年1月2日以降に就職・開業・転職された方

・給与支払証明書（所定の様式で勤務先の証明があるもの）、又は収支明細書・開業届のコピー
転職の方は、さらに前職場の退職証明書（所定の様式で前勤務先の証明があるもの）、又は雇用保険受給資格者証のコピー、又は廃業届のコピー

※給与支払証明書を提出された方は、記載内容について勤務先に確認させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

令和6年1月1日以降に退職・廃業し、その後現在まで就職・開業していない方

・退職証明書（所定の様式で退職した勤務先の証明があるもの）、又は雇用保険受給資格者証、又は廃業届のコピー

※退職予定で申込みされている方は入居契約日までに提出していただきます。

令和6年1月以降に年金を受け始めた方、年金額に変更がある方

・日本年金機構等発行の改定通知書もしくは裁定通知書のコピー

特別控除がある方

・身体障がい者手帳、療育手帳（認定カード）、精神障がい者保健福祉手帳等のコピー

※認定されている方の氏名・等級・程度・有効期限等を確認できるページのコピーが必要です。

呼び寄せ家族のある方

・戸籍謄本（全部事項証明書）等続柄を証明する書類

ただし、呼び寄せ家族が大阪市外に居住している（住民登録をしている）場合は、住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）も必要です。

遠隔地扶養親族のある方

・遠隔地扶養親族の氏名、生年月日が確認できる各種健康保険被保険者証又は資格確認書（注）（国民健康保険を除く）のコピー、令和6年分源泉徴収票、又は令和6年分確定申告書（控）のコピー
（注）令和2年10月からの健康保険関係法令の改正に伴い、個人情報保護の観点から、**各種健康保険被保険者証又は資格確認書のコピーを提出する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の3箇所について、コピーをした後に、マスキング（黒塗り）のうえご提出ください。**

大阪市ファミリーシップ制度に基づく証明を受けた方が入居する場合

- ① ファミリーシップ宣誓書受領証（コピー）又は受領印のあるファミリーシップ宣誓書の副本（コピー）
- ② 戸籍謄本（全部事項証明書）等
- ③ 大阪市ファミリーシップ制度に係る本市保有情報の確認に係る同意書

※同意書の様式につきましては、当選後、別途ご案内いたします。

令和7年1月1日現在の住所が大阪市外の方

・「令和7年度住民税課税証明書」または「個人番号（マイナンバー）提供書」

住民税課税証明書については、入居予定家族で15歳以上（学生・無職も含む。中学生は除く）の方は、所得の有無にかかわらず必要です。令和7年1月1日に居住していた市区町村の窓口で「**全項目記載**」とお申出のうえ取得してください。生活保護（生活扶助）を受けておられる方は、生活保護適用証明書（各区役所保健福祉課（福祉業務担当）発行）を提出された場合、住民税課税証明書の提出は不要です。

※ 個人番号（マイナンバー）提供書の提出を希望される方は、大阪市営住宅募集センター（06-6882-7024）までご連絡ください。

◆戸籍謄本（全部事項証明書）等の公的証明書及び給与支払証明書等の収入状況に係る各種証明書は、すべて3か月以内に発行されたものが必要です。

◆申込資格については申込日現在で確認できなければなりませんので、ご注意ください。

◆各証明書は必ず原本をご持参ください。

※その他、本市が指定する書類

※資格審査時に提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。

マイナンバー制度等導入に伴う提出書類の変更について

マイナンバー制度とは、社会保障、税、災害対策に利用するため、日本に住むすべての方に、一人にひとつずつお渡しする 12 桁の個人番号（マイナンバー）を使って、国や自治体が管理する情報はそのままに必要な分だけ相手の役所等から情報の提供を受けることにより、行政手続を行う制度です。この制度を導入することにより、不正の防止や各サービスの適切な実施、申請に必要な添付書類の削減などの効果を期待されています。

大阪市としても、マイナンバー制度導入を契機に、本市保有の住民情報の連携も行うことで、「市民の利便性の向上」と「行政運営の効率化」を進めております。

市営住宅の入居資格審査に際しましても、以下の条件に該当される方（同居予定者含む。）の「住民票の写し」及び「住民税課税証明書」の提出を原則として省略し、負担を軽減しています。

住民票の写しの提出を省略できる方

- ・大阪市内に居住している（住民登録をしている）方

住民税課税証明書の提出を省略できる方

- ・令和7年1月1日時点で大阪市内に居住しており、令和7年度住民税課税証明書を

大阪市内で取得できる方

- ・令和7年1月1日時点で大阪市内に居住しており、令和7年度住民税課税証明書を

当該居住地で取得でき、個人番号（マイナンバー）を当選後に届け出た方

※当選後の必要書類につきましては 26～27 ページをご確認ください。

※申込書の記載内容や個人番号（マイナンバー）で情報が得られなかった場合、「住民票の写し」または「住民税課税証明書」の提出が必要です。

ひとり親住宅の申込資格②ケ(46 ページ参照)の申込者で マイナンバー制度を利用される場合の注意事項

マイナンバーを用いて他の機関（市町村等）へ情報照会を行った場合、DV等加害者に避難先の所在地に係る情報（所在の自治体名）が伝わるケースがあり得ることから、所在地につながる情報の秘匿を希望される場合には、大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪市各区保健福祉課等にご相談ください。